

使用済鉛蓄電池等の輸出に関する環境上適正な管理の確保の審査 に係る当面の対応について（報告）

1. 趣旨

合同会議報告書（案）においては、我が国から大量の使用済鉛蓄電池が輸出されていた韓国において不適正処理が発覚したことを踏まえ、特に、使用済鉛蓄電池の輸出に関する具体的な措置を「他の見直しに先駆けて講ずるべき」とされた。また、既に輸出承認がなされた案件についても見直しの方向性が示されたところである。

（参考：合同会議報告書（案）抜粋）

○ OECD 加盟国向け輸出に関する環境上適正な管理の確保の審査

EU では、EU 域外の全ての国・地域を仕向地とする有害廃棄物等の輸出について環境上適正な管理を求めていることや、我が国から大量の使用済鉛蓄電池が輸出されていた韓国において不適正処理が発覚したことを踏まえると、我が国からの特定有害廃棄物等の輸出について、輸出先国が OECD 加盟国である場合にも、OECD 加盟国と非加盟国との違いを考慮に入れつつ、輸出先の処理施設の環境汚染防止措置の状況等に不適正処理が疑われるような場合には、環境上適正な管理が確保されているかどうかを審査することができるようになるべきである。また、既に輸出承認がなされた案件において環境汚染防止措置の状況等に不適正処理が疑われるような場合についても、バーゼル条約上の権限のある当局が必要な情報収集を行うことで迅速に対応することができるような措置を講ずるべきである。

特に、使用済鉛蓄電池に関しては、バーゼル条約においてその取扱いに関する技術ガイドラインが単独で定められており、平成 28 年 5 月にナイロビで開催された国連環境総会（UNEA）の決議においても世界的な取組の強化がうたわれているなか、OECD 加盟国において実際に不適正処理事案が発覚したことを踏まえると、使用済鉛蓄電池のリサイクルを行う施設における環境上適正な処理の確保を審査することは早急な課題であることから、少なくとも使用済鉛蓄電池については、OECD 加盟国を仕向地とする輸出であっても、輸出先国における適正処理に関する確認を着実に実施するための具体的な措置を他の見直しに先駆けて講ずるべきである。

経済産業省及び環境省では、合同会議報告書（案）で示された上記の方向性をできるだけ速やかに具体化するための検討を行い、他の見直しに先駆けて実施する当面の具体的な対応措置を、次の 2 及び 3 のとおり実施することとした。

2. OECD 加盟国を仕向地とするリサイクル目的の使用済鉛蓄電池の輸出に係る措置

- ① 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第 4 条第 2 項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令」（仕向地等省令）の改正

バーゼル法第 4 条第 3 項に基づく環境大臣による環境汚染防止措置の状況等の確認を行う地域及び特定有害廃棄物等の対象を定めている仕向地等省令を改正し、当該確認の対象に OECD 加盟国を仕向地とするリサイクル目的の使用済鉛蓄電池を加える。

- ② 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第三条の規定に基づく同条第一号から第四号までに掲げる事項」（基本告示）及び「特定有害廃棄物等の輸出承認について」（輸出注意事項）の改正

基本告示を改正し、OECD 加盟国を仕向地とするリサイクル目的の使用済

鉛蓄電池の輸出に当たって環境大臣が確認する項目として、以下の項目等を追加するとともに、輸出注意事項を改正し、輸出承認申請の際の添付書類に当該確認に必要な書類を追加する。

- 運搬者及び処分者が鉛蓄電池を環境の保全上適正に運搬及び処分する能力を有しており、かつ、我が国において環境の保全上の観点から求められる水準及び条約第4条2(e)に基づき締約国会議において決定される環境の保全上の基準を下回らない方法で運搬及び処分されることが確実であると認められること。
- 輸入国又は締約国である通過国が鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証を義務付けている場合には必要な措置が講じられていること又は輸出者、運搬者及び処分者が鉛蓄電池の輸出、運搬及び処分を確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。
- 輸出者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は鉛蓄電池が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記するとともに、輸出される鉛蓄電池の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。

これらの措置を講ずることにより、OECD加盟国を仕向地とするリサイクル目的の使用済鉛蓄電池の輸出についても、輸出承認の際に、輸出先国における環境上適正な処理について適切に確認できるようになるため、輸出先国における不適正処理事案の発生を未然に防止する効果が見込まれる。

今後、仕向地等省令、基本告示及び輸出注意事項の改正案について、2月から3月にかけてパブリックコメントを実施し、3月頃に公布、6月頃に施行することを予定している。

なお、上記は暫定的な措置であり、特定有害廃棄物等の輸出における環境上適正な管理が確保されているかどうかの審査の在り方については、バーゼル法改正全体の議論と連動する形で、引き続き検討を進めて行く予定。

3. 既に輸出承認がなされた案件で不適正処理が疑われる場合の措置（平成29年1月措置済）

① 輸出注意事項の改正

輸出注意事項中「5 承認の条件」に、「本輸出承認証により輸出する貨物が環境上適正な処理がなされないおそれがあるとして経済産業大臣から求めがあった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、その指示に従うこと。」を追加し、既に輸出承認がなされた事案についても、環境上適正な処理がなされないおそれがある場合は、経済産業大臣が指示できることとした。

② 基本告示の改正

基本告示中「3 権限のある当局」に、「環境省は、特定有害廃棄物等の輸出、

運搬又は処分に係り環境の汚染を防止するために必要な措置が適正に実施されないおそれがあると認められるときは、輸入国又は加盟国である通過国の権限のある当局に照会する等の必要な情報収集を行うこと」を追加し、上記の「環境上適正な処理がなされないおそれがある」として経済産業大臣が輸出者に指示を行うことと並行して、必要に応じ、輸入国の権限のある当局から情報を収集することを明確化した。

これらの措置を講ずることにより、使用済鉛蓄電池を含め、バーゼル法に基づく輸出承認を受けて我が国から適切に輸出された貨物についても、輸出先国において環境上不適正な処理がなされたことが疑われる事案が発生した場合には、バーゼル条約の趣旨に沿った的確かつ迅速な対応を行うことが可能となる。